資料2-1

I. アドボカシーセンターの活動紹介

大阪被害者支援アドボカシーセンターの沿革

- ◆ 1996年 「大阪被害者相談室」(全国3番目)を開設
- ◆ 2001年 大阪教育大学附属池田小学校児童教師殺傷事件 の支援
- ◆2008年 大阪府公安委員会「犯罪被害者等早期援助団体」の 指定
- ◇ 2021年 大阪被害者支援アドボカシーセンター25周年

大阪被害者支援アドボカシーセンター・支援回数

- ◆ 1996年~2022年の支援総回数 約30,000回
- ◆ 年間実件数 約360~400件
- 参年間支援回数 約1,900~2,300回(約9割が犯罪被害)
- ◆ 支援体制 直接支援員 44名うち 犯罪被害相談員 23名専門支援員(公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、 精神保健福祉士等)9名
- ◆理事13名(うち弁護士3名、精神科医2名、臨床心理士1名、 被害者遺族 1名)
- 参アドバイザー2名(トラウマに精通した精神科医、 虐待専門家の教育心理学者)

【アドボカシーセンターの支援】

【電話相談】

月~金 10時~16時

毎月第3木曜日 14時〜16時は法律相談 (大阪弁護士会被害者支援委員会の協力)



【面接相談】

- ○よりよい支援活動のために被害者の状況・
 - ニーズの把握
- ○面接法律相談(大阪弁護士会 被害者支援委員会の協力)
- ○心理相談(臨床心理士による)



【直接的支援】

付添い支援

(警察・検察庁・裁判所・医療機関・行政機関等)

裁判傍聴付添い支援

裁判被害者参加付添い支援

病院付添い支援







【自助グループ支援】2004年~

被害者自助グループ「ippo」への支援 (毎月1回の定例会開催。現在、20名が参加)



被害者のニーズと支援センターが提供する支援

「話を聴いてほしい」⇒電話相談、面接相談(含 カウンセリング)

「情報がほしい」 ⇒電話相談、面接相談(含 法律相談)

「来てほしい」 ⇒面接相談、直接的支援(付添い等)

「傍にいてほしい」 ⇒**直接的支援(付添い、立会い等)**

「できないことを代行してほしい」 ⇒直接的支援(代理傍聴、

事務手続き代行、生活支援等)

「家族や職場などの関係者へのサポート及びアドバイスをしてほしい」

⇒直接的支援(代弁=アドボカシー)

「同じ体験をした人と話したい」 ⇒自助グループ

想定される必要な支援

- ◆付添い:警察署(事情聴取、現場検証、再現見分)、検察庁(事情聴取、 証人テスト)、弁護士事務所(法律相談、被害者参加弁護士)、 裁判所、医療機関、市町村等自治体の相談窓口
- ◆連携・連絡調整:関係機関(警察、裁判所書記官、検事、検察事務官、 被害者参加弁護士、行政窓口担当者、保護観察所)
- 参紹介:被害者支援に精通した弁護士、トラウマに精通した精神科医、被害者に理解のある医療機関(精神科、心療内科、婦人科)、カウンセラー
- ◆その他:代理傍聴、電話、面接、メール等による継続したサポート 関係機関との連絡調整、申請手続き等の代行

想定される必要な支援

◈経済的支援:

- ・弁護士費用等に関する援助制度(被害者参加人のための国選弁護制度、日弁連委託援助、民事法律扶助)
- ・被害者参加旅費等支給制度・その他の経済的支援制度(犯罪被害給付金、各種貸付制度等、全国被害者支援ネットワーク被害者緊急支援金・カウンセリング等支援の申請補助)の案内及び紹介、無料法律相談・無料カウンセリング

大阪府 被害者支援調整会議

(オールおおさか被害者サポート)

1

① 対象者

- 対象犯罪行為による犯罪被害者である府民及びその家族
- 対象犯罪行為により死亡した犯罪被害者である府民の遺族

② 対象犯罪行為

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪(刑法に規定する身体犯)、逮捕・監禁、略取・ 誘拐、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等
- 死亡ひき逃げ、ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った 交通事故、危険運転致死傷

③ 支援内容

- □ 計画作成責任者を置き、支援対象者へのアセスメント、支援計画 案の作成、支援サービスの提供に向けた関係機関との調整、手続補 助等をワンストップで提供
- □ 支援計画案の作成にあたっては、支援調整会議へ諮問

④ 会議の構成

- □ 会議は、府治安対策課、府警本部府民応接センター、大阪被害者 支援アドボカシーセンター(計画作成責任者)で構成し、必要に応 じて、犯罪被害者等が居住する市町村に参加を要請
- □ 計画作成責任者の判断により弁護士会、社会福祉協議会その他の 民間支援団体に参加を要請

⑤ 相談者の意思確認 (申出書兼同意書の提出)

- □ 当会議による支援要請の希望及び府警察本部への被害状況の照会
- □ 当会議に対する被害状況等の情報提供

⑥ 会議の運営

大阪被害者支援アドボカシーセンターに業務委託

⑦ 運用開始

令和元年6月20日

被害者支援調整会議 構成メンバー

- ○大阪被害者支援アドボカシーセンター(支援コーディネーター)
- ○大阪府青少年・地域安全室治安対策課
- ○大阪府警察本部
- ○被害者が居住する市町村被害者支援窓口
 - ・弁護士会 教育委員会 社会福祉協議会 子ども家庭センターなど

3

被害者支援調整会議・支援の流れ

- ○被害者との面接(ニーズの把握、アセスメント実施)
- ○支援計画作成(支援計画案の作成、関係機関との調整)
- ○支援調整会議 招集案内支援計画案を調整会議前に大阪府、大阪府警、市町村その他必要な関係機関に渡し、各機関は調整会議にむけて準備
- ○支援調整会議開催 支援計画内容の<mark>評価、協議、支援へ</mark> 開催:新件は発生都度開催 定例支援調整会議は月1回

◆ 行政・関係機関との連携

身体的被害 ポームヘルプサービス 配食サービスなど日常生活支援 被害者支援に精通した医療紹介 カウンセリング実施

経済的被害 福祉制度の活用 医療費補助 見舞金申請

法律相談 無料相談 法律扶助制度活用

自宅での犯罪 中常の確保 引越し費用補助 一次的な避難場所確保

被害者支援調整会議で支援センターが支援コーディネーターになる意義

被害者の現状・心情に精通した支援センターが支援コーディネーター(計画作成責任者)になり調整会議を進めていくと

- ・時の経過で変化する 被害者のニーズや 希望を聞き取り 迅速に行政や関係機関に諮り適切な支援提供が可能
- ・支援の進捗状況を確認、関係機関に推進を促すことが可能
- ・行政や関係機関の制度などの効率的な活用が可能

市町村被害者支援担当職員研修会

大阪府下 市町村職員研修会

- ●1回当たり6~8人程度の少人数研修
- ●全市町村に参加要請

<内容>

- ①講義
 - ・大阪被害者支援アドボカシーセンターの紹介
 - ・支援調整会議の説明
- ②実践研修(ロールプレイング)
 - ・相談者と窓口対応者の両方の立場を模擬体験
 - ・支援調整会議出席を模擬体験

<目的>

- ・市町村とアドボカシーセンターの間で、顔の見える関係をつくる
- ・被害者支援調整会議への参加促進
- ➡市町村における犯罪被害者等支援の重要性の認識を高める

市町村職員研修 令和5年度 令和元年度 より実践型、参加型へ 第1部 犯罪被害者支援の実際 第1部 センターの活動について 講師:大阪被害者支援アドボカシーセンター 講師:大阪被害者支援アドボカシーヤンター ▶ センターの認知度アップ ▶ 市町村と顔の見える関係 講義 講義 を築く 第2部 実践研修 ① ・少人数で実施 第2部 犯罪被害者支援の実際 講師:大阪被害者支援アドボカシーセンター 犯罪被害の相談を受ける際の対応 講師:大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表者によるロールプレイング ▶ より役立つ実践型研修 全員参加によるロールプレイング ・ロープレに全員参加 グループ討議 ・相談者の立場から学ぶ グループ討議 ▶ 市町村間の繋がりを築く 第2部 実践研修 ② 第3部 被害者支援調整会議について 被害者支援調整会議について 講師:大阪府職員、アドボカシーセンター ▶ 会議への参加促進 ・制度の周知・模擬会議を体験 制度の説明と説明デモ 制度説明と説明デモ 模擬会議に出席

6